

論文審査の要旨
(Summary of Dissertation Review)

博士の専攻分野の名称 (Degree)	博士 (法学)	氏名 (Author)	山川 秀道
学位授与の要件	学位規則第4条第2項該当		
論文題目 (Title) 刑事不法の基礎理論—不法研究方法論序説			
論文審査担当者 (Dissertation Committee)			
主査	(Committee chair)	教授	吉中 信人
審査委員	(Committee member)	教授	George Mousourakis
審査委員	(Committee member)	教授	江頭 大蔵
審査委員	(Committee member)	広島大学	松生 建
審査委員	(Committee member)	名誉教授	
		松山大学	明照 博章
		教授	

〔論文審査の要旨〕 (Summary of Dissertation Review)

本論文の構成は、「序論 本稿の問題意識」「第一章 「(広義の) 違法論」の歴史的考察」「第二章 本稿の研究対象 —不法の反価値」「第三章 違法性と不法(反価値)を区別する意義」「第四章 法的価値判断の相対性」「第五章 客観的価値判断の方法(試論)—存在/当為(事実/価値)二元論の批判」「第六章 刑事不法における公正価値の侵害」「第七章 民事不法と刑事不法の異同」「結論 むすびにかえて」からなる。序論では、従来の違法論が哲学的手法に偏り、専ら法律概念の分析に力を注いできたという問題意識が指摘され、いくつかの例を挙げながら、実証的手法を違法論へ導入することができるという方法論(また、現にそうすべきであるという規範的主張)を提示すべきであると主張する。第一章で違法論の歴史的経緯と悪法問題が確認された後、(広義の)違法論の意義は、「不法に対抗すること」であり、「私人および国家の不法」から国民の権利を保護するという目的に資するものであると述べられる。第二章では、実質的違法性の理論に(不可避的に)伴う方法論的問題(価値判断の恣意性)を回避しながら上記の目的を達成する手段が考察される。(ケルゼンの純粋法学を批判し)価値判断を客観化するための方法を試みる。その鍵となる概念が「法の価値/不法の反価値」である。第三章は、「違法性」と「不法(の反価値)」の違いを論述する。前者が、「違法であるかどうか」という形式で表される「司法機関による具体的評価(決断)」、又は、立法機関による抽象的評価(決断)」であるのに対して、後者は、違法評価を導く実質的価値判断の要素であり、その志向性(一定の価値意識)が実証的価値研究による検証の対象とされる。第四章では、第三章の内容を踏まえながら、論理矛盾と価値判断の相対性を区別すべきであると論述する。いわゆる、法秩序の統一性、違法の相対性の議論は、論理の問題ではなく、価値(志向)の問題であることを明らかにする。法秩序が正反対の価値を志向するならば、一つの法制度内で、「あるべき」論に混乱が生じるという問題がこれである。第五章では、哲学と科学の目的が異なることを確認した後、ケルゼン(Hans Kelsen)の純粋法学を批判的に検討しながら、少なくとも法学においては、形而上学的な存在/当為二元論を固持すべきではないことを主張する。すなわち、法という社会制度の枠内において、「事実と価値」は密接に絡まる一元的性格のものであり、法的議論において重要視されるべきは、形式的な論理構造ではなく、主張を裏付ける根拠の強さとされる。そして、法的価値の議論における有力な根拠・資料は実証的価値研究により提供されることを説く。特に違法論においては、価値へのコミットメント、すなわち、我々が特定の価値にどの程度コミットしているのかという調査資料が重要であると主張する。そして、客観的価値へのコミットメントを調べる際は、国民の価値意識のうち、特に行動科学等の実験・調査を通じて検証される「価値志向性」(《value orientation》 or 《value-intention》)が客観的指標として参照可能であることを指摘する。本論文では、この価値志向性を不法概念に導入し、不法反価値と呼んでいる。すなわち、価値意識 ≧ 価値志向(行動科学)は、志向の対象(客観的)価値を推測し、推測された価値への志向は、価値へのコミットメントと同義と捉えられることになる。第六章と第七章は、第五章までの考察から得られた成果を刑事不法論に応用した部分である。「不法の反価値」研究を用いて、刑事不法の特徴・性質に接近している。試論の範疇にとどまるとしつつ、近年の実験社会科学、社会心理学、行動経済学などの知見を「判断資料(根拠)」として用いながら、刑事不法の基礎を論ずる。第六章では、自然災害と人為災害とによって生じる被害「結果」(精神疾患の発症率と程度)が異なり得ることを示し、その理由が対人関係の価値意識(特に社会規範に影響を与える平等/公平への価値志向)にあるのではないかとこの仮説を行動経済学などの実験結果から指摘し、さらに、その仮説を関係規範の面からも説明した。その結果、次の仮説的主張に至る。不法反価値は、権利・利益(法益)の背後にある価値志向、すなわち「法益を平等/公正に尊重して欲しい」という要請とそれが叶えられる期待を評価して反映している(側面がある)。そのため、少年の犯罪については「平等/公正な法益尊重に対する期待」の侵害が、成人の場合よりも減少する場面があるという結論を導いている。第七章は、民事不法と刑事不法の異同を論じる。刑事司法制度を廃止し、民事法制度による損害回復に一元化すべきであるという主張を取り上げ、これを批判的に検討した。殺人等の犯罪によって侵害されるものは、単なる「生命」ではなく、その「平等/公正な尊重に対する期待」でもあるため、これを財産的補償のみによって回復すること(すなわち、匡正的正義の実現)は極めて困難であると考えられる。最後に、民事不法と刑事不法の区別について若干の試論を展開している。

以上、本論文は「法の価値/不法の反価値」というカギ概念を手掛かりとして、刑事不法の基礎理論(方法論)を提唱した。それは、「不法[反価値]」の概念を媒介項とし、「規範的な違法論と、実証的な『価値』研究」を架橋する方法論を展開し、その応用を企図している。刑事「法制度」という大きな枠組みのなかで違法論が有意に機能し得るために、価値判断の検証可能性を導入しようとする意欲的な試み(序説)であるとともに、刑事不法論の背後仮説を鋭く問う独創的な論稿でもあり、なお未解決な点は残るものの、今後の展開が大いに期待されるものであり、博士論文として合格との評価に至ったものである。

備考 要旨は、1,500字以内とする。